

入 札 公 告

令和8年3月19日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松 井 一 實

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 レギュラーガソリン 外1件（単価契約）
- (2) 品名及び
予定数量 レギュラーガソリン 予定数量 13,657リットル
軽油 予定数量 11,077リットル
- (3) 規格等 仕様書による。
- (4) 納入期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所 受注者の所轄するガソリンスタンド
- (6) 入札方式 開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。
- (7) 入札方法
 - ア 入札金額は、10当たりの単価を記載すること。軽油については、軽油引取税を控除した1リットル当たりの単価を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 軽油の落札決定に当たっては、軽油引取税を加算した金額をもって落札価格とする。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和8・9・10年 物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」において「08－01 石油製品」で認定されている者であること。
- (3) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 安佐北区役所庁舎から概ね半径2キロメートル以内に給油所を有する者。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 給油所の所在地が確認できる書類
 - ウ 出荷確約書

※ なお、出荷確約書は、開札後、落札候補者となった場合には、速やかに提出する必要があるので、当該競争入札に参加する者は必ず事前に準備しておくこと。

3 開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年3月25日（水） 午後1時30分
- (2) 場所 広島市安佐北区役所 3階 入札室
- (3) 入札書の提出方法
持参。なお、郵送・電送その他の方法は認めない。

(4) 入札回数 入札回数は、3回限りとする。

(5) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）

イ 入札金額のすべての単価が、広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ウ 開札の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合には、直ちにくじ引きを行い、落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、すべての単価について予定価格の範囲内の価格で入札書を提出した者がいないときは、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。この場合、初回入札又は再度入札に参加しなかった者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

(6) 仕様書等の入手方法（公告日からダウンロード）

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「入札・見積り情報」（詳細）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により配布する。

ア 配布期間

入札公告の日から令和8年3月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

〒731-0292

広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部区政調整課（安佐北区役所2階）

電話 082-819-3903（直通）

4 仕様書等の問い合わせ先

前記3(6)イに同じ。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、前記2(5)に掲げる書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出するものとする。

(1) 提出先 広島市安佐北区役所市民部区政調整課（安佐北区役所2階）

(2) 提出部数 1部とする。

(3) 提出期限 令和8年3月26日（木）の正午まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の期限までに提出できるよう準備しておくこと。

なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。

ア 提出書類は、提出者において作成する。

イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ いったん受領した書類は、返却しない。

エ 原則として、いったん受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

オ 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以降、落札者の決定日までの期間に前記2の(2)の本市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

前記6により一般競争入札参加資格を有すると認識され、本件公告に示した調達物品を納入できると本市が判断した場合は、落札候補者を落札者として決定する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、競争入札参加資格を取り消す(最長3年間)。また、契約期間に係る総支払予定金額に対する入札保証金相当額(5%)の損害賠償金を請求する。

(2) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行できないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約期間に係る総支払予定金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(5) 契約書については、次のとおりとする。

ア 契約の相手方が決定したときは、本市が定めた日までに契約書の取り交わしをするものとする。

イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約用紙は本市が交付する。

オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しない。

(6) 本件は、令和8年3月6日付入札公告(令和8年3月17日入札不調)の「レギュラーガソリン 外1件(単価契約)」の再公告である。

(7) 契約締結年月日

令和8年4月1日

(8) 本件調達は、本件調達に係る予算の成立を条件とする。